

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|-------------------------------------|--|
| 部 課 室 等 名 | 中央卸売市場 | |
| 許 認 可 等 名 | 仲卸業者たる法人の分割の認可 | |
| 根 拠 法 令 | 徳島市中央卸売市場業務条例 | |
| 根 拠 条 項 | 第 2 2 条 第 2 項 | |
| 連 絡 先 | (電話 6 2 8 - 2 7 5 9) | |
| 審 査 基 準 | 基 準 | <p>(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p> <p>第 2 2 条 仲卸業者が事業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>3 第 1 項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第 1 8 条 第 4 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の認可について準用する。この場合において、第 1 8 条 第 4 項中「第 1 項の許可の申請」とあるのは「第 2 2 条 第 1 項又は第 2 項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第 1 8 条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなけれ</p> |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成 2 4 年 8 月 1 日 設 定 (平 成 年 月 日 最 終 変 更) |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間 | 総日数 1 5 日 (休 日 を 除 く) |
| | (設 定 し な い も の に つ い て は そ の 理 由) | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成 2 4 年 8 月 1 日 設 定 (平 成 年 月 日 最 終 変 更) |

審査基準

基準

- ばならない。
- 2 前項の許可は、前条に定める取扱品目の部類ごとに行う。
 - 3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。
 - 4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
 - (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
 - (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - (3) 申請者が第21条又は第72条第2項の規定による市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - (5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人である者であるとき。
 - (6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者があるとき。
 - (7) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

第18条第4項第7号の「前条に定める数の最高限度」は、青果部36，水産物部22である。

* 仲卸業者の法人分割の認可申請書は、別紙様式第9号の2とする。